

弘前市自治基本条例の 制定に向けた取り組み



現在、市では、行政運営の基本ルールや仕組みを定める自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めています。

自治基本条例って何？

まちづくり(=自治)を進める上で、誰が、何を、どうするかを明文化したもので、まちづくりの基本ルールや仕組みなどを定める条例のことです。この条例を制定している多くの自治体では、まちづくりの主体となる市民・議会・行政それぞれの役割や、市民がどのようにまちづくりに参加するのかなどの基本的な事項を定めています。

なぜ、つくるの？

地方分権改革を契機に、地方分権や地域主権の確立を目指したさまざまな取り組みが進められており、地方自治体が自らの判断と責任において、その地域の将来を見つめ、その地域の個性を生かしたまちづくりを進めていくことが求められています。また、少子高齢化や人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化などにより、従来の行政運営では、さまざまな課題に的確に対応することが困難になってきています。

地域の課題は、その地域の多様な主体が自ら考え、力を合わせて解決を図るということが、まちづくりにおいてはとても重要なものです。

未来に向けて、活力のある誇りを持てる弘前を実現するために、市民、議会・行政の役割などを明確にするまちづくりのルールが必要です。

当市においては、これまでも、地域住民による自主的なまちづくり活動は行われてきましたが、その活動を支え、市民主権システムを実現するために、市では「弘前市市民参加型まちづくり1%システム」をはじめとする各種施策を実施しています。自治基本条例は、それら具体施策の方針となるものとして、制定を目指すものです。

どのようにつくっているの？

本年6月に「弘前市自治基本条例市民検討委員会」を設置し、現在、自治基本条例に関する審議を行っています。この市民検討委員会は、当市の実情に合った、地域の特性を生かした自治基本条例について検討することができよう、公募市民や市内公共的団体の代表者などを構成員としています。

今後は、市民の皆さんの意見を広く聴取する機会を設けながら制定作業を進め、平成26年度の制定を目指しています。

なお、市民検討委員会の傍聴は自由です。ぜひ皆さんも傍聴してみてください。詳しくは、ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



弘前市自治基本条例市民検討委員会の様子

- ▽市ホームページ → 行政情報 → 計画・取り組み → 自治基本条例 (<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/gyosei/keikaku/jichi/index.html>)
- ▽問い合わせ先 市民との協働推進課市民協働係 (市役所2階、☎40・7108)



市民参加型まちづくり1%システム 実施事業紹介

このコーナーでは、「市民参加型まちづくり1%システム」を活用し、実施された事業を紹介しています。11回目の今号は下記の2事業です。

3 夏祭り in 原ヶ平 12

▽実施団体 原ヶ平町会

▽事業内容 地域住民の顔が見える、親近感のある町会をつくることを目的に「夏祭りin原ヶ平12」を開催しました。消防団員や青年部員が祭りに自主的に参加するなど、若者が町会行事に関わられたほか、当日は子どもから老人まで600人以上が参加し、世代を超えた町民の親睦と交流を深める場となりました。

▽事業費/補助金額 62万5,589円/29万9,000円



4 「中野町民いこいの広場」整備事業

▽実施団体 中野町会

▽事業内容 住民の親睦と交流を図るため、長い年月をかけて町会で整備してきた「いこいの広場」のコンクリート舗装工事を行いました。作業には、役員などの町会活動の中心を担う世代から、その下の若い世代までの幅広い年代の住民がボランティアで参加し、活動を通じて参加者たちは、町会を思う気持ちを互いに感じ合うことができました。事業を通じて、これまで先人たちが大切に築いてきた広場を受け継ぎ、さらに次の世代へとつなぐきっかけ作りになりました。

▽事業費/補助金額 60万7,477円/43万8,000円



●本年度の募集は終了しましたが、1%システムに関する質問や相談については、いつでも受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

▽問い合わせ先 市民との協働推進課市民協働係 ☎40・7108、Eメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp



冬のライトアップ 洋館散歩



冬の弘前は洋風建築物がライトアップされ、街路がイルミネーションで彩られます。北国のいたいた夜に輝くほのかな光の輪と洋館のコンラポレーションは、まるでメルヘンの世界。路地裏探偵団と歩く洋館散歩で、心に明かりを灯しましょう。

【ガイドツアーの内容】

- ▽とぎ 12月1日～2月末日の毎日(年末年始を除く)、午後5時半～7時
- ▽ところ 吉野町、土手町、百石町、元寺町ほか
- ▽集合 まちなか情報センター(土手町)インフォメーション
- ▽参加料 1,000円(記念品付き)
- ▽申し込み 参加日の3日前まで
- ▽問い合わせ 申込先 弘前観光コンベンション協会 ☎35・3131

詳しくは
「ひろさき街歩き」で検索
machi-aruki.sakura.ne.jp

